

第 21 回医療経済実態調査について

○ 第 21 回調査の実施について

第 21 回調査の実施に向けた調査設計に係る議論が必要であり、調査実施小委員会を開催し、平成 28 年度中に結論を得ることとしてはどうか。

<調査実施小委員会での議論の進め方（案）>

- ◎ 事務局から主な論点を提示
 - ・ 有効回答率の向上策
 - ・ 調査項目の見直し など
- ◎ 議論を踏まえ、事務局から実施案等を提示

<平成 29 年 6 月に調査を実施するとした場合のスケジュール（案）>

平成 28 年度	9 月 28 日	○ 総会（調査実施に向けた検討）
	10 月～12 月	○ 調査実施小委員会（調査実施に向けた検討開始） ※ 月 1 回程度開催
	12 月～1 月	○ 総会（調査内容の了承）
平成 29 年度	6 月	○ 調査月
	7 月中旬	○ 回答期限（医療機関等調査） ※ 保険者調査の回答期限は 8 月末
	7 月～10 月	○ 調査票の集計・分析
	11 月上旬	○ 調査実施小委員会（調査結果の報告）
	11 月上旬	○ 総会（調査結果の報告）

(参考) 医療経済実態調査について

1 調査目的等

- 「医療機関等調査」及び「保険者調査」の2調査で構成。
- 「医療機関等調査」・・・病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
- 「保険者調査」・・・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。
- 昭和42年から実施され、昭和63年の中央社会保険医療協議会全員懇談会の申し合わせにより、2年に1度実施することとされている。

2 統計法上の位置づけ

統計法に規定する一般統計調査に該当し、あらかじめ総務大臣の承認を得る必要がある。